

## 環境影響評価結果の事業への反映について（許認可の反映について）

許認可権者が事業の許認可を行った場合、許認可をした案件についての公表や許認可をした理由の公表を義務付けている制度がある。

法令等名称	概要
航空法	国土交通大臣は、空港について設置の許可をしたときは、当該空港の位置及び範囲等を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。
公有水面埋立法	都道府県知事が埋立を許可した時は、許可をした日、事業者名、埋立地の用途について告示しなければならない。
土地収用法	許認可権者が土地の収用等により公共の利益となる事業について認定をしたときは、事業者名、事業の種類、事業の認定をした理由等について告示しなければならない。

（参考）

### 航空法

（空港の告示等）

第四十条 国土交通大臣は、空港について設置の許可をしたときは、当該空港の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。 供用開始後において、告示し及び掲示した事項について変更がある場合（第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。）も、同様とする。

### 公有水面埋立法

第十一条 都道府県知事埋立ヲ免許シタルトキハ其ノ免許ノ日及第二条第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項ヲ告示スヘシ

### 土地収用法

（事業の認定の告示）

第二十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十条の規定によつて事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。